

能美市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第5項の規定により随時監査（工事監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年2月17日

能美市監査委員 齊藤 敏 明

能美市監査委員 東 正 幸

1 監査の実施日及び対象工事

実施日 令和5年2月2日（木）

対象工事 まなび文化課

- ・根上総合文化会館自動火災報知機受信盤改修工事
議事調査課
- ・能美市議会議場システム更新工事
消防本部庶務課
- ・辰口分団活動拠点施設改修工事（建築）

2 監査の方法及び着眼点

1件の請負金額が130万円以上の請負工事で工事成績評定点65点未満、または70点未満の令和3年度分工事について、関係図書及び工事成績採点表により施工状況を審査し、また、担当職員から減点等の要因及び対策、現場監督員としての今後の取り組み方針等の説明を聴取するなどの方法で実施した。

3 監査の結果

「根上総合文化会館自動火災報知機受信盤改修工事」の監査を実施した結果、減点の原因は施工中の人身事故発生による労働安全衛生法違反によるものと認めた。安全対策以外の施工状況や出来ばえ等には特に問題がなかったこと、事故を受けてこれ以降の工事の打ち合わせ時には安全管理に特に留意するよう、監督員から指導している旨を確認した。

「能美市議会議場システム更新工事」の監査を実施した結果、必要書類が提出されていなかったことによる施工管理の減点が多いものであるが、それ以外の施工や出来ばえ等については特に問題がなかったことと認めた。

「辰口分団活動拠点施設改修工事（建築）」については、不可視部分の写真の一部が不足していたが、それ以外の点についてはおおむね適正に管理されていたことと認めた。

安全管理については、どの工事現場においても様々な安全対策に取り組んでいる

と考えている。しかし、どれほど慎重な安全対策を講じていたとしても、作業員のミスや慣れによる油断が大きな事故につながる恐れがある。

中でも高所からの墜落・転落の発生は、命にかかわる事故に直結するため、高所作業を伴う工事においては特に、安全管理の徹底について受注者に指導するとともに、適切な現場の監督に努めていただきたい。

書類の不備については、受注者からの提出物を監督職員が確認・審査し、補正・追加提出を促すなどの対応を心掛けられたい。受注者任せにした結果、必要書類が不足したまま工事が完了することなどないように、十分注意されたい。

今後についても、適正な施工管理が徹底されるよう、下請けを含めた施工業者と監督職員による綿密な協議・指導を実施するとともに、職員の監督能力の向上や、事故・ミス等の事例を全庁で共有する取り組みの検討を要望するものである。